

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	介護保険に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

和歌山市長

## 公表日

令和4年11月7日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2									
①システムの名称	伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 受給者情報異動連絡票データの送信 ・受給者情報異動連絡票を暗号化し、国保連合会へ送信する。</li> <li>2 受給者情報訂正連絡票データの送信 ・受給者情報訂正連絡票を暗号化し、国保連合会へ送信する。</li> <li>3 特徴依頼情報・異動情報データの送信 ・特徴依頼情報・異動情報を暗号化し、国保連合会へ送信する。</li> <li>4 特徴対象者情報・結果情報データの受信 ・暗号化された特徴対象者情報・結果情報を、国保連合会から受信する。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									
システム3									
①システムの名称	共通基盤システム(統合データベース)								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 システム連携基盤 ・各システムの共通データ管理、文字管理のほか、システム間のデータ授受を行う。</li> <li>2 統合運用基盤 ・監視対象となる共有基盤や各システムの監視、管理を行うほか、各システムでの処理実行結果の管理を行う。</li> <li>3 セキュリティ基盤 ・アカウントの一元管理を行うほか、認証ログやアクセスログ管理、パターンファイル配信、パッチ管理などを行う。</li> <li>4 インフラ基盤 ・複数のシステムで使用するストレージ内のデータバックアップ及びリストアを行うほか、各システムで作成された印刷イメージをもとに印刷などを行う。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 各保険システム、各福祉システム )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 各保険システム、各福祉システム )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 各保険システム、各福祉システム )									



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
1. 被保険者情報ファイル 2. 世帯員情報ファイル 3. 口座登録・連携ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項、同条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表7
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="text-align: right;">         &lt;選択肢&gt;          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定       </div>
②法令上の根拠	<b>【情報照会】</b> 1 番号法第19条第8号 別表第二の93・94・95の項、同条第9号 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条  <b>【情報提供】</b> 1 番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、12、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項、同条第9号 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康局 保険医療部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保険者情報ファイル 2. 世帯員情報ファイル 3. 口座登録・連携ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険被保険者とその世帯員
その必要性	番号法第9条第1項 別表第一 68項の規定により、被保険者の個人番号を管理する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 口座登録・連携ファイル )</li> </ul>
その妥当性	番号法第9条第1項 別表第一 68項の規定に定められた業務を行うために必要となる項目であるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年2月
⑥事務担当部署	健康局 保険医療部 介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（住民記録システムからの個人番号の入手） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（デジタル庁） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（年金保険者・国保連合会）	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（）	
③使用目的 ※	番号法第9条第1項 別表第一 68項の規定に定められた業務を行うために必要となる項目であるため。	
④使用の主体	使用部署	健康局 保険医療部 介護保険課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一 68項の規定に定められた業務について、申請書類に個人番号を記載し、本人確認に使用する。</li> <li>・番号法第9条第1項 別表第一 68項の規定に定められた業務について、個人番号を管理し、その他識別情報等の情報と突合して対象者の特定に使用する。(平成29年2月～)</li> </ul>	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口業務において本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に、個人番号で単件検索を行う。</li> <li>・個人番号とその他識別情報を紐付け、情報を突合する。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
委託事項1	システムの運用保守	
①委託内容	介護保険システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	紀陽情報システム株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	保険者事務共同処理業務 (高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務、高額障害福祉サービス等給付費算定業務)	
①委託内容	介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費について、当市は国保連合会に対して、被保険者向け勧奨通知作成及び支給額計算の事務を委託する。 また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2に基づき支給する高額障害福祉サービス等給付費について、当市は国保連合会に対して、個人番号を利用した障害者総合支援法にもとづくサービス受給者に係る介護保険利用者負担額の情報提供事務を委託する。 なお、当該委託業務において個人番号を使用することは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条第1項第3号において、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務と整理されているため妥当である。	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	和歌山県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。
	⑥再委託事項	国保連合会の保険者事務共同処理業務で使用するシステムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。
委託事項3	介護保険料納入通知書等作成及び封入封緘業務	
①委託内容	保険料納入通知書の作成及び封入封緘	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	和歌山市情報公開条例により公文書の開示請求を行うことにより確認することができる。	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 20 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 5 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号 別表第二の第1欄に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者とその世帯員
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
移転先1	市民環境局 市民部 市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号の3、同法施行令第3条の3
②移転先における用途	住民票に記載を行うため
③移転する情報	介護保険被保険者の資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先2</b>	福祉局 社会福祉部 生活支援第1課、生活支援第2課
①法令上の根拠	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に基づく保護に準じた保護の決定に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	介護給付、特別給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先3</b>	健康局 保険医療部 介護保険課
①法令上の根拠	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	生計維持が困難な者等に対する社会福祉法人による介護サービス利用者負担額又は介護予防サービス利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先4</b>	福祉局 社会福祉部 障害者支援課	
①法令上の根拠	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例による地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>移転先5</b>	福祉局 社会福祉部 障害者支援課	
①法令上の根拠	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	和歌山市身体障害者等訪問入浴サービス事業条例による身体障害者等訪問入浴サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
保管場所 ※	入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	
<b>7. 備考</b>		
-		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 被保険者情報ファイル

被保険者資格  
個人番号  
資格履歴連番  
被保険者宛名取得用履歴連番  
被保険者番号  
算定団体コード  
被保険者区分  
本名通称名区分  
旧措置入所者区分  
日常生活圏域コード  
日常生活圏域コード固定区分  
資格異動事由コード  
資格異動年月日  
資格異動届出者氏名  
資格異動届出者関係者コード  
資格異動届出者郵便番号  
資格異動届出者住所  
資格異動届出者電話番号  
資格異動届出年月日  
資格取得事由コード  
資格取得年月日  
資格取得届出者氏名  
資格取得届出者関係者コード  
資格取得届出者郵便番号  
資格取得届出者住所  
資格取得届出者電話番号  
資格取得届出年月日  
資格喪失事由コード  
資格喪失年月日  
資格喪失届出者氏名  
資格喪失届出者関係者コード  
資格喪失届出者郵便番号  
資格喪失届出者住所  
資格喪失届出者電話番号  
資格喪失届出年月日  
住所地特例開始日  
住所地特例変更日  
住所地特例終了日  
被保険者区分変更日  
備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

2. 世帯員情報ファイル

被保険者番号  
個人番号  
年度分  
調定年度  
賦課処理日  
履歴連番  
世帯番号  
本人課税区分  
対象異動年月日  
対象異動事由  
現存区分  
人格区分  
合計所得  
住民税申告区分

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

3. 口座登録・連携ファイル

宛名番号  
世帯番号  
生年月日  
電話番号  
氏名かな  
氏名漢字  
地区コード  
大字コード  
金融機関  
口座番号  
個人番号  
法人番号

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
1. 被保険者情報ファイル 2. 世帯員情報ファイル 3. 口座登録・連携ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 本人又は本人の代理人からの入手 ・対象者以外又は本人確認に必要な以外の特定個人情報を入手しないよう、本人確認を徹底するとともに守秘義務等についての指導を徹底する。</p> <p>2 住民記録システムからの入手 ・庁内連携システムを介して入手を行うため、目的外の特定個人情報を入手することはない。 ・住民記録システムから直接入手する場合、目的外の特定個人情報を入手しないよう指導を徹底するとともに、必要に応じてアクセスログを取得して解析・追跡を行う。</p> <p>3 年金保険者・国保連合会からの入手 ・特別徴収に係る情報交換は特別徴収対象者に限定されており、目的外の特定個人情報を入手することはない。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
入手した特定個人情報の正確性に疑義が生じた場合、介護保険システムにて突合・確認を行い、不正確な場合は入手元への連絡等により正確な特定個人情報を確認する措置を講じる。	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	権限者以外は介護保険システムの情報にアクセスできないように制御を行っている。特に、番号制度の事務に携わる者以外は個人番号を参照できないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	介護保険システムを利用する必要がある職員等について、個人毎にIDと操作権限を発行するとともに、パスワードによる認証を行っている。権限の取得・喪失に対しては、速やかにIDの発行・停止を行う。共用IDは発行せず、必ず個人に対しIDを発行する。
その他の措置の内容	課及び班(業務)毎に、操作権限は必要なもののみを発行する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
権限者以外が権限者のIDで情報にアクセスすることがないよう、ログインしたまま端末を放置せずに離席時にはログアウトすること、IDやパスワードの使い回しを行わないこと、パスワードを定期的に変更すること等、指導を徹底する。不正利用の疑義が生じた場合、必要に応じてアクセスログを取得して解析・追跡を行う。	



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムは、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムは、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能を備えている。情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、同システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わず送信内容を改めて確認できるため、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	①令和3年1月、職員による送付先メールアドレスの誤りにより、新型コロナウイルス感染者414名分の個人情報を誤った相手先に送信した。 ②令和3年2月、委託事業者によるメール誤操作により、送付先118名分のメールアドレスを相互に確認できる形式で送信した。		
再発防止策の内容	①職員に対し、個人情報及びメールの適正な取扱いについての研修を実施した。また、情報の送信、電子メールの利用制限等について、情報セキュリティポリシーを一部改正したうえで、改正内容について職員に対し周知徹底を行った。 ②委託事業者に対し、メール送信時に複数人で確認させることを徹底させるとともに、個人情報の取扱いに関する研修を実施させた。		
その他の措置の内容	特定個人情報が保有されているサーバーの設置場所では、監視カメラやICカードでの入退室管理を行っている。 端末設置場所、記録媒体・紙媒体の保管場所について施錠管理を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対して、システムでの自動削除は行っていない。必要に応じて削除操作を実施する。保管期間が過ぎた紙媒体については、職員が直接破棄を行う。

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>職員（非常勤職員及び賃金支弁職員を含む）に対しては、個人情報保護に関する教育及び研修を実施している。</p> <p>委託業者に対しては、契約内容に秘密の保持と個人情報保護に関して従事者への周知を義務付けている。</p> <p>違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
-	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	和歌山市総務局総務部総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 073-435-1314
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	和歌山市健康局保険医療部介護保険課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 073-435-1190
②対応方法	問い合わせがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年4月30日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月21日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	和歌山市総務局総務部市政情報課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 073-435-1314	和歌山市総務局総務部総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 073-435-1314	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和3年4月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(各保険システム、各福祉システム、中間サーバー)	[ ]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [○]その他(中間サーバー)	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和3年4月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	国の整備したぴったりサービスを通じて電子申請を受付け、受信した申請書を印刷する	国の整備したぴったりサービスを通じて電子申請を受付け、受信した申請書を印刷する	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和4年11月7日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	1. 被保険者情報ファイル 2. 世帯員情報ファイル	1. 被保険者情報ファイル 2. 世帯員情報ファイル 3. 口座登録・連携ファイル	事前	

令和4年11月7日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 1 番号法第19条第7号 別表第二の93・94・95の項、同条第8号 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条  【情報提供】 1 番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項、同条第8号 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の2の2、第59条の3	【情報照会】 1 番号法第19条第8号 別表第二の93・94・95の項、同条第9号 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条  【情報提供】 1 番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項、同条第8号 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の2の2、第59条の3	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和4年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	1. 被保険者情報ファイル 2. 世帯員情報ファイル	1. 被保険者情報ファイル 2. 世帯員情報ファイル 3. 口座登録・連携ファイル	事前	
令和4年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	【 】その他( )	【○】その他(口座情報・連携ファイル )	事前	
令和4年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	【 】行政機関・独立行政法人( )	【○】行政機関・独立行政法人(デジタル庁 )	事前	
令和4年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 提供先1	番号法第19条第7号 別表第二(別紙1参照)	番号法第19条第8号 別表第二(別紙1参照)	事後	

令和4年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の第1欄に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第7号 別表第二の第1欄に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	
令和4年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号 別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	事後	
令和4年11月7日	(別添1)ファイル記録項目		3. 口座登録・連携ファイル 宛名番号 世帯番号 生年月日 電話番号 氏名かな 氏名漢字 地区コード 大字コード 金融機関 口座番号 個人番号 法人番号	事前	
令和4年11月7日	Ⅲリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	1. 被保険者情報ファイル 2. 世帯員情報ファイル	1. 被保険者情報ファイル 2. 世帯員情報ファイル 3. 口座登録・連携ファイル	事前	

<p>令和4年11月7日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>発生なし</p>	<p>発生あり</p> <p>【その内容】 ①令和3年1月、職員による送付先メールアドレスの誤りにより、新型コロナウイルス感染者414名分の個人情報を誤った相手先に送信した。 ②令和3年2月、委託事業者によるメール誤操作により、送付先118名分のメールアドレスを相互に確認できる形式で送信した。</p> <p>【再発防止策の内容】 ①職員に対し、個人情報及びメールの適正な取扱いについての研修を実施した。また、情報の送信、電子メールの利用制限等について、情報セキュリティポリシーを一部改正したうえで、改正内容について職員に対し周知徹底を行った。 ②委託事業者に対し、メール送信時に複数人で確認させることを徹底させるとともに、個人情報の取扱いに関する研修を実施させた。</p>	<p>事後</p>	<p>事前の報告が義務付けられていないため。</p>
------------------	--	-------------	---	-----------	----------------------------